

1. SWIFT を通じた不正送金事案に関する注意喚起

- 各種メディアにおいて、台湾やネパールの銀行において、SWIFT のシステムを通じた不正送金事案の発生が報道されている。
- 今回の事案発生を受け、昨年2月に発生したバングラデシュ中銀での不正送金事案の際と同様、当庁から注意喚起するとともに、所要の点検を要請したところである。
- いずれの事案もバングラデシュ中銀での不正送金事案と手口が類似している。バングラデシュ中銀の事案を受けて、現在、SWIFT が SWIFT 利用金融機関に対して、セキュリティ対策の強化・遵守を求めている。
しかしながら、被害を受けた金融機関においては、必要なセキュリティ対策を遵守せず、SWIFT 環境をインターネットから分離していなかったため、攻撃者によって内部ネットワークに侵入され、送金に係る操作手順等も窃取され、不正な送金を許してしまっている。この点、既にほとんどの金融機関において対応済みであると認識しているが、万が一、未対応の場合には、速やかに対応することが必要である。
- なお、本件と同様の手口を用いれば、SWIFT を利用していない金融機関においても、金融機関のシステムを乗っ取られて送金されるおそれがあるため、自社の当該業務環境に同様の弱点がないか点検を行っていただきたい。

2. インターネットバンキングに係る不正送金の被害防止について

- 平成29年9月に公表した「偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況について」によれば、インターネットバンキングによる不正送金被害は、28年度比で減少傾向にあるものの、引き続き高水準で推移している。
- こうした不正送金被害に対する各金融機関の対応状況については、毎年「偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況」に係るアンケート

ト調査を行っており、直近では29年8月末に集計結果の概要を公表しているところ。

- ほとんどの金融機関において、被害防止のため、ワンタイムパスワードを導入しているが、利用するか否かは顧客の任意となっており、一層の利用促進が期待される。加えて、ワンタイムパスワードを利用している場合、利用者の端末がウイルス感染していると被害に遭う可能性があるため、ウイルス対策ソフトの配布とともに、利用者による対策ソフトのダウンロードの誘導など、セキュリティ対策の啓蒙活動にも取り組んでもらいたい。
- インターネットバンキングにおいて、例えば、ペイジー収納サービスを利用した商品代金の決済で不正送金に遭うケースが見られるなど、犯罪手口はますます巧妙化・多様化している。各金融機関においては、顧客利便性の向上に配慮しつつ、今般のアンケート結果を踏まえ、自行のセキュリティ対策が業界の中で、どの程度進んでいるかを把握するとともに、自行の取組みが十分か、改めて評価し、更なる対策の充実に努めてもらいたい。

3. 金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習 (Delta Wall II) について

- 先般、金融庁主催による2回目の「金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習」(Delta Wall II)を実施した。
本演習は、金融業界全体の更なるインシデント対応能力の向上を目的としたものである。
- 本演習では、これまでのサイバー攻撃の実例分析等を参考に、
 - ①身代金要求を伴ったDDoS攻撃、
 - ②脆弱性攻撃による顧客情報の漏えい、の2つのシナリオで実施した。
- 演習結果は現在分析中だが、現時点での全体的な印象としては、概ね必要とされる対応を行っていた先は一部に留まり、多くの金融機関では演習時の対応について何らかの改善余地が見受けられた。

- 本演習は、金融機関のインシデント対応の改善・向上を促すことを目的に、事後評価に力点を置いている。詳細に分析を行った後、来年1月を目途に、参加金融機関に評価結果を還元し、業界全体にもフィードバックする。

4. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る態勢整備について

- 平成29事務年度の金融行政方針において、マネロン・テロ資金供与対策を健全な金融システム確保のための課題として掲げており、庁内に横断的なチームを整備したところ。
- 金融庁としては、関係省庁や関係機関等との連携を更に進めつつ、実効的な態勢整備のための金融機関向けガイダンスの公表等を行う予定であり、ご協力をお願いしたい。

5. 顧客本位の業務運営に関するモニタリング

- 金融事業者による顧客本位の業務運営の確立・定着のためには、金融機関の取組みの「見える化」を促進していくことが重要。
- 金融庁は、モニタリングを通じ、金融機関が顧客に対し長期的にリスク・手数料等に見合ったリターンを提供しているかなどを示す、金融機関間で比較可能なKPI等の公表による金融機関の取組みの「見える化」を一層進める。また、モニタリングで把握した結果については、対象金融機関にフィードバックするとともに、全体の傾向や取組み事例等を取りまとめて公表する。
- さらに、モニタリングでは、多数の営業担当者を擁し、必ずしも顧客本位ではなく収益を優先して需要を掘り起こす「プッシュ型」といわれる営業体制を維持しながら金融機関が掲げる顧客本位の取組方針が実現可能かについても、分析・検証していく。

6. 退職世代等に対する金融サービスのあり方の検討

- 世帯主が60歳以上の世帯が家計金融資産の6割以上を保有している状況にある。こうした世代は、多額の相続財産を残せるような富裕層も存在する一方、金融純資産が1千万円に届かない世帯が半数近くを占めるなど、様々な状況に置かれている。
- 平均寿命の延伸傾向が続く中、高齢者が、長期にわたって不安なくゆとりある生活を維持していくためには、それぞれの状況に適した資産の運用と取崩しを含めた資産の有効活用が計画的に行われる必要があると考えられる。
- また、資産の有効活用を進めていく上で、フィナンシャル・ジェロントロジー（金融老年学）の進展も踏まえたよりきめ細かな高齢投資家の保護や、事業承継に伴う資産の移転を円滑に行えるようサービスの充実が検討されることも重要であると考えられる。
- 退職世代等の金融資産の運用・取崩しをどのように行い、幸せな老後につなげていくか、金融業はどのような貢献ができるのかについて、外部有識者の知見も活用しつつ、検討を進める。

（以上）